

の補助の内容」などが定められているものです¹⁾ (表1)。この手順書がなければ、特定行為研修を修了した看護師(以下、特定看護師)は技術を提供することができません。また、看護師がNPWTを行うにあたっての「対象となる患者」や「患者の病状の範囲」は、実施者だけでなく医療機関全体に周知する必要があります。

当院では、イントラネット内の「診療に関する情報」に特定行為の手順書を掲載しており、そちらを参照してもらうようにしています(図1)。また「看護管理基準」内に「特定認定看護師管理基準」

1	看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
2	診療の補助の内容
3	当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
4	特定行為を行うときに確認すべき事項
5	医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
6	特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

を登録し、そこに「特定認定看護師は、関連する診療科の医師とともに手順書を作成し、管理する」という一文を実務管理項目として記載しています。

特定行為区分：創傷管理関連

【特定行為】創傷に対する陰圧閉鎖療法

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 悪性腫瘍を有しない慢性/難治性創傷
- 皮下組織を越える創傷

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 持続する出血がない
- 臓器との交通がない
- 心臓、人工血管の露出はない
- 感染の徴候(創周囲の発赤・腫脹・熱感、排膿、発熱)がない
- 創面が壊死組織で覆われていない(良性肉芽20%以上)
- 陰圧閉鎖療法に対して(患者の)理解を得ている

※病状の範囲外が認められた場合には、担当医、指導医の院内携帯へ連絡する

【診療の補助の内容】

- 創傷に対する陰圧閉鎖療法

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 持続する出血がない
- 発熱がない
- 局所の感染徴候(創周囲の発赤・腫脹・熱感、排膿)
- 創部の深さ・大きさの変化
- 創が浅い(創縁と創底の段差がない)
- ポケットの出現もしくは著しい拡大
- 持続する疼痛

※上記項目に有を認めた場合は、主治医、指導医の院内携帯へ連絡する

【医療の安全を確保するために医師、歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- 意識状態やバイタルサインの著しい変化、出血、神経刺激症状、陰圧状態異常の発生時
- インシデント、アクシデントの発生時、主治医、指導医、安全管理室へ報告する

【特定行為を行った後の医師、歯科医師に対する報告の方法】

- 主治医へ陰圧閉鎖療法について、フィジカルアセスメント、臨床推論した結果、実施内容等をカルテ記載し、当日中に報告する
- 医療安全管理委員会へ実施した特定行為について報告/月

図1 NPWTの手順書(1例)

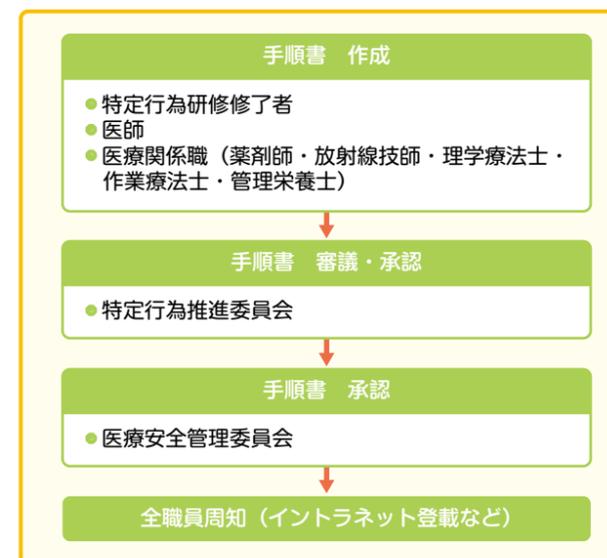


図2 手順書運用までの流れ(吹田病院の場合)

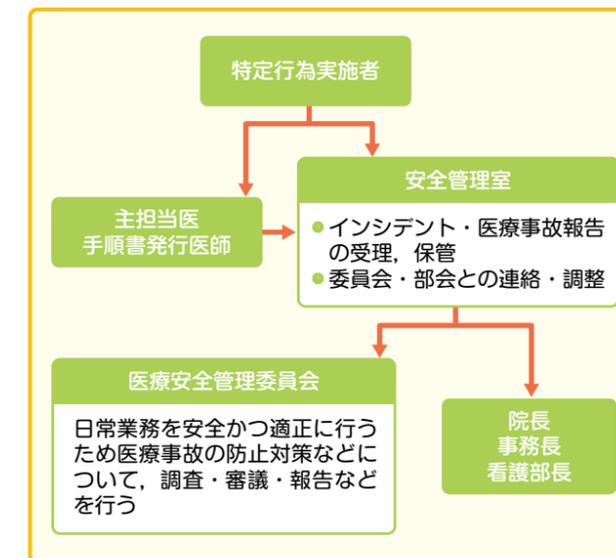


図3 インシデント等発生時の報告の流れ(吹田病院の場合)

医療安全部門の承認・連携と報告ルート

日本看護協会での医療安全事業では、看護の質の向上のために、看護が提供されるあらゆる場での安全の確保と推進をめざして、事故の未然防止・再発防止の視点で取り組みがなされています²⁾。特定看護師が活動する施設においても、診療内容や施設規模にかかわらず、多くの職種が関わり、安全確保のための取り組みが進んでいます。

当院での特定行為実践までの取り組みとして、作成した手順書はまず「特定行為推進委員会」で審議され、その結果をうけて「医療安全管理委員会」で承認を得ることになっています(図2)。これが安全の確保や推進となり、さまざまな機関が情報共有して連携することで、看護師が行うNPWTの事故の未然防止につながっていくと考えます。

医師と連絡が必要となった場合の連絡体制、特定行為実施後の報告方法については、手順書に記載されています。万が一、インシデント等が発生したときは、主治医や手順書発行医師に伝えると

ともに、「安全管理室」に報告します。そこから、「医療安全管理委員会」と病院3役(院長、事務長、看護部長)に報告される流れとなっています(図3)。NPWTにおけるインシデント等としては、バイタルサインの著しい変化、出血、過度な疼痛などが挙げられます。機器本体が体の上に落ちた、機器の破損(床に落としたなど)で治療が中断した、などもあるかもしれません。いずれにしろ、影響度レベルを評価してもらうことが必要となります(表2)。

患者の同意と特定行為の広報

看護師が特定行為を行うことは、実施前に説明することが基本です。患者や家族の同意を得てから実施します。そのためにも医療機関全体での広報は重要であり、外来でも「特定行為研修の修了看護師」について、デジタルサイネージ(図4)やホームページなどで掲載しています。NPWTの同意を得るために「しおり」(図5)などを渡します。イラストを用いて説明をしたほうが、口頭